

国立大学法人岩手大学学長選考・監察会議規則

平成16年4月1日 制定
令和3年10月8日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人岩手大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 学長選考・監察会議は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 学長の選考に関する事項
- 二 学長の解任に関する事項
- 三 学長の任期に関する事項
- 四 学長の業務執行状況の確認に関する事項
- 五 その他学長選考・監察会議に関し必要な事項

(組織)

第3条 学長選考・監察会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 経営協議会の学外委員のうちから経営協議会において選出された者 5名
- 二 教育研究評議会の学長以外の評議員のうちから教育研究評議会において選出された者 5名

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 学長選考・監察会議の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(記録)

第7条 学長選考・監察会議は、議事について記録を作成する。

(庶務)

第8条 学長選考・監察会議の庶務は、総務広報課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長選考・監察会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月26日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。